

入国制限の緩和に伴う新型コロナウイルス感染症の 検査体制及び医療提供体制の強化等に係る要望

現在、国においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、多くの国・地域からの外国人の入国を認めておらず、日本人については、PCR検査を受け、結果が出るまでは空港内で待機させるなど、入国が厳しく制限されている状況です。

そうした中、国では、6月18日に国際的な人の往来を部分的、段階的に再開していく方針を決定しました。当面、ベトナム・タイなど4か国を対象に、ビジネス上必要な人材等の出入国を例外的に緩和し、その後、国内外の感染状況を総合的に勘案し、順次拡大していくこととされたところです。

千葉県では、外出自粛や休業要請等への県民及び事業者の協力もあり、1カ月半以上、一日の新規感染者数がゼロから数人程度に抑えられている状況です。

一方で、6月14日には、成田空港検疫所において、空港に到着した外国人13人が新型コロナウイルスに感染していることが公表されました。

国の専門家会議においては、「今後、海外との往来の再開が国内での再度の流行拡大のきっかけとなる可能性がある」との提言もあることから、日本の空の表玄関である成田空港を擁している千葉県としては、県民及び事業者の不安を払拭するためにも、更なる感染拡大防止のため、徹底した水際対策が必要であると考えます。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に関する入国制限の緩和に際し、下記事項について確実に措置されるよう要望します。

記

1 水際対策の更なる徹底、強化

- (1) 入国制限の緩和による入国者の増加に伴う成田空港検疫所のPCR検査体制の更なる強化を図ること。
- (2) PCR検査の結果が判明するまでは、一時滞在場所に確実に滞在させること。

2 陽性者への対応の徹底

陽性の場合、国内での入国者の住所・居所に応じて、国が用意した医療機関への入院や宿泊施設での療養などにより、特定の都道府県に過度な負担をかけないようにすること。

3 入国者の行動追跡の実施

- (1) 入国制限の緩和までに、入国者の行動歴等を国の責任において確実に把握できるようにすること。
- (2) 入国者から患者が発生した場合、積極的疫学調査を速やかに行えるよう、国が把握した情報を関係する都道府県に提供すること。

令和2年6月19日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

千葉県知事 森田 健作